

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	副主幹	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 5 回 第 1 分 科 会 会 議 録

開催年月日		平成28年12月8日（木曜日）		開会11時00分		閉会12時00分	
開催場所		第一委員会室					
出席分科員		清水、木下、本間、関藤			事務局	竹谷事務局長	
						菊田副主幹	
						平川係長	
欠席分科員							
説明員		なし		議件		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1 意見交換会のルールづくりについて						
	・事務局から資料に基づき説明を受け、各条文について分科員間で協議を行ったが、3						
	点について結論が出なかったため、引き続き検討を行うこととした。						
	・正副座長と3常任委員長とで、現段階の要綱案について協議を行うこととした。						
	・年内に議長への中間答申は行わないこととした。						
	2 その他						
	なし						
	3 次回分科会の日程について						
	正副座長に一任することに決定した。						
上記記載のとおり相違ない。 議会改革特別委員長 清水雅人 ㊞							

第5回 第 1 分 科 会

日 時 平成 28 年 12 月 8 日 (木)
午前 11 時 00 分
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 座長挨拶 (分科員動静)

1 意見交換会のルールづくりについて

2 その他

3 次回分科会の日程について

○ 閉 会

議会改革特別委員会第5回第1分科会

H28.12.8(木)11:00～

第一委員会室

開 会 11:00

委員長挨拶

座 長 第5回第1分科会を開会します。

分科員動静報告

座 長 委員動静ですが、全員出席。傍聴として東元議員が出席です。

1 意見交換会のルールづくりについて

座 長 意見交換会のルールづくりということで、前回要綱案が示されて、会議メモとしてA4版の表裏のものをつくったのですが、今回のテーマそのものは議長諮問事項、(1)、市民に開かれた議会、議会からの情報発信、広報広聴活動の充実についてと、議長からは移動常任委員会の開催ということで出されているものです。これについて10月12日開催の特別委員会で確認されたことを簡単に書きましたが、まず通常の常任委員会を外に出て開催する移動常任委員会、これについてはルール化しないと、理由は省略いたします。2点目、一方、これまでも実績がある常任委員会としての現地調査と位置づけられる意見交換会を積極的に開催していくべきこと。3点目として、ルール化を目指し、第1回目の要綱案を前回の特別委員会に示しました。また、意見を受けました。さらに、登別市議会視察後に要綱案をまとめ、年内に議長に中間答申をすると。一応こういったことが確認されておりましたが、これを受けて、さらに検討が進められた要綱案について各条的に進めていきたいと思うのですが、事務局のほうから説明をお願いします。

平川係長 座長のほうから説明がありましており、前回の特別委員会の前の分科会で皆様にご議論いただいた部分で、明朝体で書かれているのが登別市議会の要綱、そしてゴシック体で書かれているのが前回の分科会で皆様にご議論いただいた結果を載せております。それで、ところどころに網かけの部分がございますが、こちらにつきましては再度事務局と座長のほうで精査をして、案として今回変更という形でお示しをさせてもらっています。全体を通しましてあくまでもまだこれも案のたたき台ということの位置づけで認識いただけたらと思います。まず、第1条ですけれども、第2条とリンクしてきますが、前回はこちらに記載のとおり、市民との対話を通じ、市民の声を反映した政策提言を実現していくために実施する意見交換会に関し、必要な事項を定めとなっておりますし、第2条の部分でも、線引きしてありますが、市民全般にわたる市民の意見を把握するためと、第2条についても目的的な意味合いも含まれておりましたので、今までの第1条と第2条をあわせた形で新たに、ここには目的をのせたいということで、第1条の網かけの部分、この要綱は、市政の課題解決や施策の推進に当たり、市民や、こちらも前回までは市民だったのですけれども、あくまでも我々が目指しているのは多分主に各種団体になってくるということで、各種団体という言葉を取り入れました。続いて、との対話を通じ、市民の声を反映した、今までは政策提言という文言で整理していたのですけれども、余りにも具体性が強いので、ここはあくまで目的として政策を実現していくために実施するというような書きぶりに変更をさせていただきました。第1条については以上です。

座 長 2、要綱の文章化で本日検討が必要なことということで、今言われたことと、登別市議会では一番冒頭に第3条第1号の基本条例の条項を根拠としてこの要綱が始まっているのです。滝川ではこれからどうするのだということなのですが、まずは今やろうとしているのは試行ですから、そこまでまだはっきりさせる必要もないので、ただ試行後にこれを正式なものにしていく場合には会議規則に常任委員会は意見交換会を実施するとかと書いて、そして別に定めるというようなことを書けばこの要綱は滝川市議会会議規則第何条第何項みたいな根拠がつけられると。もちろん基本条例ができれば、そういう基本づけになるというようなこともご議論いただきたい。

副 座 長 第1条の網かけというか、黒いところ、この要綱は、市政の課題解決や施策の推進に当たり、市民や各種団体、団体を含めるということをこの間話し合われたものということで、それで各種団体ということを入れたとの解釈でいいのでしょうか。

平川係長 あくまでも今我々が目指しているところの意見交換会というのは、広く市民に募集をかけて、来てくださいというのではなくて、ある特定のテーマを掲げて、それに関係する団体、主に団体になると思うのですけれども、団体に対して意見交換をしましょうと、言葉は悪いですが、一本釣りというか、そういったものを目指しているので、あえてここに各種団体という言葉を入れました。

座 長 根拠づけがないのです。けれども、根拠づけがないと宙に浮いてしまうので、何かに根拠をひもつけしないと、ということがあることを皆さんの頭に入れておいていただきたいと思います。

ほかに何かありますか。

(なしの声あり)

座 長 それでは、第1条についてはよろしいですか。

(異議なしの声あり)

座 長 次に第2条について事務局から説明をお願いします。

平川係長 第2条ですが、先ほど申し上げましたとおり、もともと第2条で目的が入っていた分を第1条に持っていきましたので、残りの常任委員会が実施するものをいうを、その下の第2条の網かけのかかっている部分に、意見交換会、常任委員会の所管事務調査と位置づけ、各常任委員会がそれぞれ年1回以上実施するものとする、前回の第2条第2項と同じものになるのですけれども、ここでも要は各常任委員会がそれぞれ年1回以上実施するものと記載がありますので、これを第2条としたいということです。

座 長 各委員から何かありますか。

本 間 よく議論しなければならないと思う部分の一つだと思います。各常任委員会はそれぞれ年1回以上実施するものとするというところがポイントになるのかなと思います。要するに最低回数を担保する必要があるのかどうかということころは、じっくり考えたほうがいいのではないかなと。私自身は、この文言は要らないのではないかと考えています。

座 長 本間 本間分科員のご意見は、この文章を仮に直すとしたら、どのようにになりますか。まず、話が不足していたと思いますけれども、何で要らないかということまずは、がんじがらめにすることによって不必要なことをすることを避けるべきであるかなと思ったりもするのです。無理に意見交換会をしなければならないということはないと思いますし、年に1回ということになると何とかやりましょうと

いうことで目的と違うものになってしまうおそれもあるのではないかと思いますし、だから最悪やらないのはやむを得ないということだけれども、この要綱を置くことによって基本的にはやりましょうというような前向きなことは期待できると思いますので、ここは削除して、それで常任委員会の所管事務調査という位置づけはここでしなければならぬと思います。第1条でうたっていないので、例えば意見交換会は常任委員会の所管事務調査と位置づけるとかでいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

座 長
関 藤

今の本間分科員のご意見についていかがですか。

僕もそう思うのです。このように1回以上実施するということは、1回は絶対やらなくてはならないということですよ。そのときに、その必要があるのか、ないのか。だから、ここの部分を文言整理すると、所管事務調査と位置づけ、各常任委員会が目的と必要に応じて実施するということがいいのではないかと。1回以上と入れてしまうと1回はやらなくてはならないということになってしまうと思います。

副 座 長

本間分科員と関藤分科員のおっしゃるとおりだと思います。1回以上と入れたら、絶対にどうしてもしなければならぬということになりますから、その辺は今言ったように目的に応じてすることができるとか、何かそういう文言にしたほうがいいと思います。

座 長

私の意見ですけれども、そもそもこれは会議規則第93条、第94条でできることなのです。それをあえて要綱にするということは、積極的に進めていくと、積極的にというところが、私はここを担保するために1回以上と。仮に1回以上の1回がそれほど政策的効果がないとしても、この要綱が空文化するというか、それよりは積極的にという意味で、ここは抜けないところでないかなと思うのですけれども、いかがですか。

本 間

まず一つ、第94条についてですけれども、これは基本的には視察に対するものなのです。道内研修とか道外研修とかということになっていますので、ただルール的には、このことは使えることだとは思いますが。実際に意見交換会に対するものではないということ、それがまず一つです。

それと、だからこれは必要なのだということだと思うのです。最低回数を担保するというのは、登別に行つてすごくがんじがらめのように感じたのです。だから、本当にそういう必要ってあるのだろうかと思つて話を聞いていました。だから、いずれにしても私たちは議員でありますし、それぞれの常任委員長はその常任委員会をしっかり背負つてやろうということなので、こういうことを行うべきであるということは十分理解して進んでもらえると思うので、ここで無理に担保しなくてもいいのではないかと思います。

座 長

一応皆さんからご意見を伺いました。私以外は年1回以上実施するものとするとしなくてもいいということですが、積極性をできるだけ文言として残す意味で、実施するものとするというのを実施するよう努めるということでしょうか。それで、この議論だけざつとやるよりも、試行のための要綱ですから、これについてはそういったご意見を幾つか論点併記をするということです。一応論点併記としては、実施するものとする。書かない。要するに位置づけ、常任委員会が実施する、回数を入れないで。そうしたら年に1回とかというのはないわけだから、実施すると。折衷案として、年に1回実施するよう努めると。この3つの各論併記で保留ということではよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

座 長 今局長から表題についても言われたのですが、実施に関する要綱ではあるのだけれども、まず1回目の意見交換会そのものが試行的なものになるということ踏まえて回数などについては保留ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

平川係長 先ほど本間分科員のほうから第94条の件でお話があったので、この位置づけですけれども、ここに記載しているとおり申し合わせ事項で道外研修とかと書いてあるのですけれども、これはあくまでこの条文というのはもともと標準のひな形があって、それにあわせてうちの会議規則として規定をしているものなのですけれども、これについてはうちでいえば実際今のところよくあるのが視察という事例が多いので、こういう申し合わせになっていて、あくまでも視察だけではなくて、今我々がしようとしている調査も全部含まれるということで押さえていただきたいと思います。

座 長 それでは、第2条第2項です。

平川係長 先ほど申し上げましたとおり、今までの第2条が第1条に含まれた分があってどんどん繰り上げになっていますので、ご承知おきます。

それで、今度は第2条第2項としまして、こちらについては、常任委員会は意見交換会の実施について目的、対象者、時期、場所等を決定し、常任委員長がその概要を議長に通知するものとするという記載にさせていただきました。これは、もともとは常任委員会の委員長が意見交換会の実施についてという文脈になっているのですけれども、委員長が単独で実施を決めるわけではありませんので、あくまでも委員会で決めて、委員長がその概要を議長に伝えるということです。

それと、もう一点、変更になった部分が最後のほうなのですけれども、今まではその概要を議長に提出して承認を受けるものとする、単純に登別市議会のまねをしていたのですけれども、こちらについては後ほどご説明しますが、会議規則第93条に所管事務等の調査という部分があります。ここの部分を引用した場合に、その概要を議長に通知するものとする、今までは承認を受けますと言っていたのですけれども、通知するものとするに変えています。それで、私も勉強不足でなかなか追いつかない部分もあったのですけれども、議会運営の実際という手引書があるので、これによりますと、所管事務調査権というのは常任委員会に与えられた権利です。それは地方自治法の第109条に記載があるので、その記載がなかった時代には議長の承認を受けるとなっていたのですけれども、地方自治法にのったことによって、あえて議長の承認を必要としないと、通知でいいという解説がここに書かれています。それでは通知って何だろうということですが、それも調べましたら、文書で通知する場合、簡単に言うとお知らせをするという、法律用語で言うところの意味だそうです。文書で通知するのも通知だし、極端な話口頭でお知らせするのも通知という解釈があるそうです。それで、今までは前段申し上げたとおり承認を受けるという記載だったので、会議規則にもものっていますとおり、それにあわせて通知をする、お知らせをするに変えました。

座 長 委員の皆さんから何かありますか。

本 間 第93条ではそうなのだけれども、第94条は承認を得なければならないとなっているのだけれども、それがあから通知でいいということになるのか。地方自

治法ではないとしたときに、この中だけで考えたら、勝手に通知して終わってもいいのかという感じもどうしてもしてしまうのだけれども、それでも別に問題はないとは思いますが。

平川係長

先ほども第94条について触れたのですけれども、第94条のほうはあくまでも委員を外部に派遣するという行為に対する承認なのです。だから、厳密に言うと、実は議会事務局の中でも議論していたのですけれども、仮にこれが、前提は意見交換をする相手側のところに行くというスタンスです。これがここでやるとなると、この第94条はどうなるのだという議論はしているのです。ここの委員会室でやるとこの第94条は必要なくなってくるのではないかと。ですから、あくまでも第94条は、派遣に対する承認という扱いとしてとらまえています。ですから、第93条とは別物という扱いです。後ほど皆さんにお知らせしようとしたのですけれども、第93条はどうやっているのだという話になって、事務局内でもいろいろ聞きましたら、これは閉会中継続調査を毎回定例会ごとに出しますが、これをもって通知と、第93条の行為をしているという扱いできているということです。

座 長

これまでは閉会中調査事項で第93条はなくてもいいとしていたのだけれども、なくていいというのは委員会が別に調査をするとき。けれども、今回これに条文に入れたほうがいいのかという理由はどう考えましたか。

平川係長

座長のほうがおっしゃられたのは、今まで第93条は閉会中継続調査として扱ってきたものをなぜ意見交換会の場合は第93条を持ち出してきたのかということですのでよろしいですね。こちらにつきましては、この次の条項にあるのですけれども、通知したものの概要を直近の議運に議長が報告をして、広くほかの違う常任委員会の委員、議員皆さんにお知らせしたいといった場合に、第94条はどちらかということ直近の手續論の話なのです。ただ単に、どこにいつ委員を派遣したいということですから、第93条を活用してあえて意見交換会はこのようにやっていくというような形にしたいという思いから入れました。

座 長

それも含めて第2条第2項についてはいかがですか。

(異議なしの声あり)

座 長

第2条第2項については、この文章で皆さん一致されるということです。次に、第2条第3項ですが、いかがですか。

(異議なしの声あり)

座 長

次に、第2条第4項について事務局、説明をお願いします。

平川係長

右側になります。右側の網かけ部分ですが、こちらにつきましても前回は第5項だったのですけれども、第4項に繰り上がりまして、ちょっと文章を要約した形で、中身的には全く変わってございません。ただ、中の米印のところに、これも申し合わせ事項なのですけれども、道外研修へ行った場合の報告書は委員会として議長に報告し、ご承知のとおり各会派に1部ずつ配付をしているところなのですけれども、昨日も議論した結果、各常任委員会の委員はあくまでも会派から、必ずではないのですけれども、1名ずつ入っているというようなことで、今の時点ではこのままの形にさせていただきました。

座 長

それで、私のメモを見ていただきたいのですが、一番下、2の④、2条関係、成果の扱いについて。今議長に報告書を提出することなのですが、議長に報告ということに対して、登別市議会では意見交換会を実施した委員長は終了後提出された意見等を要望、提言、指摘に分類し、これも議長に提出です。

議長に提出するだけでは弱いと思うのです。つまりやるということをまず知らせ、実施をして、報告する。知らせるまではホームページなんかも使って市民に知らせる。報告はどうするのだと、議長のほかに例えば私は例として概要版をたきかわ市議会だよりに掲載するとか、概要版をホームページに掲載するとか、報告書全文を上記のように公開するなど、こういったことも条文に入れたほうが、あるいはそういう公開はしないということでこの条文のままと、こういったことについて検討する必要があるのかと思うのですが、それについてご意見を伺いたいと思います。

副 座 長

今までは、各常任委員会の視察の報告については市議会だよりに載せていました。それでいいのではないかと思いますけれども、常任委員会の意見交換会までを載せたほうがいいということなのですか。

座 長

条文にということでしょうか。

副 座 長

そこまで書く必要があるのかと思いましたので。

座 長

第3条は実施の告知なのです。やる前の話をしている。私が言っているのは、実施した後、第2条第4項で議長に提出すると書いてあるでしょう、議長だけでなく市民に知らせる、公開するという中身も入れたほうがいいのではないかと私の意見としてつけ加えたいということです。

本 間

これは、議長に提出して、この後は議長が市議会のホームページにより市民に広く周知するとなっているから、第4項でいじる必要はないのではないのでしょうか。議長に提出するだけでいいのではないかと思いますけれども、ここでまたたきかわ市議会だよりといったら、その後が要らなくなってしまう。整理して話したほうがいいと思います。

座 長

本間分科員、議長は広く市民に周知するものとすると言っているのは、これはあくまでも実施前の話。けれども、第2条第4項で今話しているのは実施後の話ですから、実施前よりも実施後のほうが大事ですね。

菊田副主幹

差し出がましいですが、今の第2条の意見交換会という部分の第1項から第5項まで、新しい部分では第4項ですね。ここは意見交換会を開催して終了するまで、私たちでいう決裁の流れを明記しているのです。どういう形の手続でやっていくかという条項なのです。第4項の常任委員会が議長に報告する報告書、これは結果のことを言っているのです。これで一応流れは、意見交換会の報告まで、決裁終了まではこれで終わりなのです。第3条の実施の告知となっていますけれども、これは前段だと、開催しますということの周知、それを広く市民にということの報告書、終わった後もというのは、この実施の告知のところで開催も告知するし、終わった後も先ほど木下分科員のほうからもあった市議会だよりに載せる、ホームページにも載せましょう、報告も何かアウトプットとしてどうするかというのはここで議論すべきなのです。ですから、この第4項では議長に報告する、それかあと各常任委員会に参考として報告する、そういう部分でここは終わっていいものではないか。そういうつくりでこれはきていると思います。

座 長

提案をした立場から、こういう要綱とかは誰が読んでもすっとくするようなものでないので、そういうことであれば、第3条のほうは実施前のようにとれるのです。実施前と思っているでしょう。けれども、今の事務局からの説明は、第3条は実施後も含んでいるという説明がありましたので。

本 間

要するに、第2条は一つの流れがあるのだけれども、実施の告知と市民意見の

政策化というのは、その中のことを別に抜き出しているということでしょう。だから、これは現状の中ではどう見ても広く市民に実施について周知するものであるから、それは実施の告知以外の何物でもないのです。結果の報告ではないのです。だから、第3条に実施の告知となっていて、標題に例えば何らかの報告とかをつけなければだめだよね。それで、第3条第1項、第3条第2項ぐらいをつくって、そういう報告というか、成果の告知というか、そっちのほうの文言もつけ加えとか、そうやってやらないとだめなのでしょう、きっとそういうことだよ。

関 藤 頭のところに実施の告知と報告としてしまって、その報告のことの文言を1ついれればいいだけのことだと思います。

座 長 今いろいろご意見出まして、第3条のほうの意見も出てまいりましたが、とりあえず第2条第4項についてはこれでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

座 長 それでは、第3条の実施の告知について事務局から説明お願いいたします。こちらにつきましては、前回ご議論いただいたとおりでございます。

平川係長
座 長 それで、今本間分科員、関藤分科員から出されました。具体的に出された形で第3条を追加するというので、これは括弧の中です。実施及び報告の告知ということがまず1点。そうすれば、議長は意見交換会の実施について市議会ホームページ等により広く市民に周知するものとする。ということで1つはわかりやすいと。本間分科員。

本 間 議論の論点が実はこれにはありまして、簡単に市議会だよりに掲載するとかホームページに掲載すると書いてありますけれども、それは簡単にできるものではないのでないかなと思っているのは、各種団体が主ですよ。完全にいろんな発言が掲載されます。いろんな発言というのは、実は余り表向き知られたくないということも先方にはあるかもしれない。多分どっちかというとそのほうが多いのではないかなと思うのです。ぜひ載せてほしいという人もいるかもしれないけれども、だからそういった意味からは取り扱いはそのような簡単なものではないと。だから、ここで完全に規定してしまうということが可能なのかなのかというのは、やはり相当な議論が要るのではないかと思います。

座 長 今本間分科員の言われたことは、共通理解できたと思います。私もそのとおりでと思いますので、そういった条文に直すとするとどうしたらいいか提案してください。

本 間 例えばできる的な条文にするしかないのではないのか。正直必ずしも全部というわけにはいかないとどうしても思うので、でも何らか載せる手段は書いておいたほうがいいとするならば、やはりできるしかないと思うのだけれども、どうでしょうか。

平川係長 ここに物の本がございまして、先ほどの第2条のところのそれぞれ1回以上実施するものとするということにも関連してくる部分なのですけれども、することができる、しなければならない、するものとするの違いです。することができるとは、一定の行為をすることが可能であることをあらわす言葉に用います。一定の行為をするか、しないかの裁量権を付与する場合と一定の行為をする権利または能力を付与する場合との2通りの用い方があります。しなければならないというのは、一定の行為をすることを義務づけ、それをするか、しないかの裁量の余地を与えない場合に用います。絶対にしなければならない。

するものとするという言葉につきましては、しなければならないよりは義務づけの感じが弱く、ある原則なり方針なりを示すという場合に用いますと。解釈として合理的な理由があればしなくてもよいという意味も出てくるので、その用い方には注意する必要があるということです。

座 長

本間分科員の言われることは、みんなそれは考えるのです。常任委員長も議長も、そこは絶対配慮する、せざるを得ない。これを間違ったら事件になるのです。ですから、ここをはっきり書くとすれば、広く市民にの前に、対象団体等の考えも踏まえとか、対象団体への配慮もと書けばそうなるのだけれども、そう書くとまたそれはそれでという気がするのです、するものとするということで、それは原則で、実際いろんなことを勘案してしない場合があるという今の事務局の説明が、議長あるいは常任委員長の立場の人はそこは自分の議会人としての生命に係ってくるわけですから、するものとするということでもいいのかなという気もするのですけれども、どうですか。

本 間

確かに今の文言解釈というのはそんな感じがするのですが、ただするものとするというのはかなりしなければならないというものに見えますよね。だから、よほどの理由とよほどの理論づけをしないと、やらないということにはならないというような感じがするのです。だから、例えばもう少し突っ込んで言うと、実施の告知さえもしてほしくないところだってあるかもしれないではないですか。だから、もしかしたらそのことは第3条はできるに最初して、これだけでできるでいいのかもしれないなとさえも思ったりもします。だから、柔軟にできるようにだけはするべきであると思う。同じような文言で、例えばホームページ等により報告をすることができるとか、わかりませんけれども、何かそういう上手な言葉でつくられたらいいのではないかと。

座 長

今またこの見解がいろいろ出ておりますので、これもちょっと保留ということで、今言われた各種さまざまな意見を併記して次回、できるだけ次回にはまとめたいということで、次に進んでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

座 長
平川係長

第4条について説明お願いいたします。

第4条につきましては、前回の分科会におきましては議長は意見交換会で出された意見等をもとに、議会として市長等への提言、要望を初め、政策立案に反映させるよう努めるものとするとなっていたのですが、こちらを再度読みますと、議長はとなると議長だけがするのかという形にも読み取れますので、ここは常任委員会とは、常任委員長としてもいいのですけれども、逆に常任委員長だけがするのかという話にもなってきますので、常任委員会は、意見交換会で出された意見等をもとに、今までは議会としてという文言が入っていたのですけれども、こちらを削除しまして、市長等への提言というふうにつなげました。

座 長
副座長
本 間

何かご意見ありますか。

直した網かけの部分でいいと思います。

きのうちちょっと話をしていたようなことなのですから、要するにここで議論しなければならないなと思っているところは、常任委員会というところだと思うのです。努めるものとするなので、そこまでは断定的ではないのだけれども、常任委員会が政策提言とか政策立案をまとまって行うということがあるのか、ないのかという、できることなのか、できないことなのかということで、

これを規定したのにもかかわらず、常任委員会がまとまって市長に提言とかはできないのではないかなと思うのです。だから、それぞれの議員がそれを参考にしながら、一般質問等で行ったりしていくというのが現実の姿なのだろうなと思いますが、そのときにこの文言はどうしたらいいのかなと、アウトプットをどうするかというのはすごく難しいところかもしれないなと思うのですけれども、議論してほしいなと思います。

副 座 長

常任委員会の意見交換会をもってこの条文をつくっているから、第4条は常任委員会は市長へ提言できないということもないかもしれないけれども、私は常任委員会が意見交換会をするのだから、この文章でいいような気がします。

座 長

私からですが、ここの内容は、政策化をするのはもちろん全員なのです。そういうことで全員と書くのか、全員というのは常任委員会に属さない議員も含めてその結果を生かして政策ができるわけですよ、やろうと思えば。それで、地方自治法の第112条は議員の議案提案権なのです。議員の議案提案権、あるいは提案権があるのは常任委員会にも議案提案権があると。議案提案権がある議員あるいは委員会等は、全てこれにかかってくるのです。けれども、これは常任委員会の調査ということで、今いろんな意見が出たので、保留が多いようだけれども、一つ一つ煮詰める必要があるなと思いますので、3つ目の保留ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

竹谷事務局長

保留して、その中身をまとめるというのはどこで、今この場で何か方向性を出していかないと、終わった後に保留したものをどこでやられるのかなというのが疑問です。保留にして後で調べるということなのですから、方向性をここで出さないと出す場所がないのです。

座 長

1つは、やっぱり全会一致で決めたいということがあります。もう一つは、前回からでも大分変わっているのです。それで、相当煮詰めないと間違っただのをつくる可能性があるのです。そういう意味で、もっと勉強するということが2番目です。大きくその2つなので、座長、副座長を中心に次回再提案をするということを考えておりますが、そんなことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

座 長

第5条についてお願いいたします。

平川係長

第5条につきましては、前回お諮りいただいたとおりでございます。

座 長

何かご意見ありますか。

(なしの声あり)

座 長

それでは、事務局から別紙でA4の横判を用意していただいています。常任委員会主体の意見交換会の流れということで、今ずっと話してきているので、ほとんど詳しい説明は要らないと思いますので、簡単をお願いいたします。

平川係長

A4の横判のものをごらんください。ご承知かと思いますが、これまでの流れと、登別市議会のものをまねているのでその流れと、これからの流れということで記載しておりまして、まず一番左のこれまでの流れとしましては、何度も議論の中でお話が出てきております特別委員会で調査に行ったとか、そういったものにつきましては、まず委員会で決定して、先ほども出てきました第94条、委員の派遣に基づき、議長に対して委員を派遣していいですかと、了承をもらった形で実際に視察、ここに意見交換会と書いてございますけれども、意見交換会を実施して、その報告書を議長に提出、実際には決裁という形で上

げております。最後のほうに、網かけの部分になりますけれども、市議会だよりに要約版を掲載している格好になっています。

次に中段、登別市議会のやり方なのですけれども、こちらにつきましては委員会でまずやると決定をします。その後、委員会条例第39条となっていますけれども、これは登別市議会の条文になっています。所管事務調査、我々でいう会議規則、先ほども申し上げました第93条とイコールです。これを活用して、登別市議会のほうでは開催概要を年間活動計画の中の一部として載せて、それを議長に提出するということでこれに置きかえているという形になっています。その後直近の議運に報告して、意見交換会を実施、報告書を議長に提出、それから先ほどの要綱の部分でも出ましたけれども、報告書をホームページで公開しておりますという格好になっています。

我々が今進めているやり方としてはどうなのだとということで、一番右側になります。2段目、議運までは登別市議会のやり方と一緒にです。それで、先ほども申し上げたとおり、委員が出向くといった場合に第94条が必要という判断をしまして、登別と同じような後段のやり方になっています。先ほど登別のほうに確認しましたところ、滝川市議会という会議規則第94条の委員の派遣には該当しないのですかという確認もとりましたが、登別市議会としてはこれはあくまで、先ほど本間分科員も冒頭おっしゃっていた道外に視察するだとか、そういった場合には適用させていますと、ですから意見交換会については適用しておりませんという回答をもらっています。しかし、繰り返しになりますが、滝川市議会のほうではこの第94条の申請をすることで公務扱いというのですか、もし仮に議員がその場所に行くときに事故に遭った、何に遭ったという担保のためにこれをやっているという形にしております。

座 長

下の市議会だより云々というのは、それは先ほど保留の中に入っておりますので、今のご説明で了解していただけたでしょうか。

(異議なしの声あり)

座 長

それでは、きょうの要綱案の検討、議題は一応全部終わりました。

それで、私のメモをちょっと見ていただきたいのですが、裏ページの大きい3です。次回分科会までに検討すべきものということで、きょう3つの点が保留になったということで、これについての勉強を進めるということ。次に書いてある①なのですけれども、現在の3人の常任委員長それぞれとお話をして、現段階の要綱案、保留の部分もありますけれども、それについてご意見を伺うと。つまり実際にやるとなったときにどうなのだとすることをそれぞれの常任委員会の状況に合わせてご意見を伺うことが間違いを最小限に抑えるために必要ではないかと。これは、座長、副座長が懇談するということで行いたいと思います。

あと、登別市議会視察については、非常に具体的、詳しい、あるいは賛否両論ございますが、積極的な中身でもございますので、私としても整理して次回報告したいと思います。

今後のスケジュールとしては、前回の特別委員会では年内に議長に中間答申と言っていたのですけれども、全然そういう段階ではございませんので、要綱案を得るために議論を尽くすということで、以上のように進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

2 その他

座 長 その他、分科員から何かありますか。
(なしの声あり)

座 長 事務局から何かありますか。
(なしの声あり)

3 次回分科会の日程について

座 長 次回分科会の日程については、正副座長に一任いただけますか。
(異議なしの声あり)

座 長 第5回第1分科会を閉会いたします。

閉 会 12:00